

## 審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的・歯科医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしております。

このため、平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」、平成23年6月に「審査情報提供歯科検討委員会」を設置し、情報提供事例の検討と併せ、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、当該委員会において検討協議を重ね、提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的・歯科医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

平成23年9月

## 55 歯周病検査②

《平成30年8月27日新規》

### ○ 取扱い

原則として、スケーリングの効果を調べるために当該処置後（同日）に行った歯周病検査の算定を認めない。

### ○ 取扱いを定めた理由

歯周基本治療の後に実施される2回目以降の歯周病検査は、当該治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握するために、歯周ポケット測定、プロービング時の出血の有無、歯肉の炎症状態等を検査するものであり、スケーリング後の同日に歯周病検査を行った場合においては、正確な結果が得られないと考えられる。

## 56 暫間固定③

《平成30年8月27日新規》

### ○ 取扱い

原則として、歯周病の急性症状等により、歯周病の診断を行うための初回の歯周病検査が実施できない場合における暫間固定（簡単なもの）の算定を認める。

### ○ 取扱いを定めた理由

歯の支持組織の負担軽減のため、歯周病の診断を行うための初回の歯周病検査が実施できない場合においても、暫間固定を必要とする場合がある。